

部局名	健康福祉部	所属名	長寿支援課 地域包括支援センター	所属長名	佐藤 千枝子	電 話	483-1151 内線2285
-----	-------	-----	------------------	------	--------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード		9128		事務事業名称		地域包括支援センター運営（市単独分）事業						短縮コード		経常	9128		臨時						
予算区分		会計	35	介護保険事業特別会計		款	04		地域支援事業			項	02		包括的支援・任意事業			目	01		包括的支援事業		
区 分		☐ 自治事務				☒ 法定受託事務				根拠法令等		介護保険法第115条の38－1－2～5 介護保険法第115条の20 介護保険法第115条の21-3 介護保険法第59条1－1並びに第115条の22の規定に基づく、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18厚労令37）											
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																							
平成18年4月の介護保険法一部改正に伴い、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために、必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域の中核拠点として、八千代市地域包括支援センターを設置。またその地域包括支援センターが、指定介護予防支援事業所として、要支援1及び要支援2と認定された方に対する介護予防支援を行い、介護予防サービス利用に結びつけ、利用者の要支援状態の悪化を防止することとなった。																							
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測							総合計画の施策体系	5本の柱（章）		01		健康福祉都市をめざして											
平成18年3月まで市内5箇所に開設されていた在宅介護支援センターに替わり、地域の相談窓口として設置された。また従来、要支援者が介護サービスを利用するには、「指定居宅介護支援事業所」より「指定居宅介護支援」を受けることが必要であったが、平成18年4月の介護保険法の一部改正に伴い、要支援者のケアマネジメント体制が見直され、介護予防サービス等の利用にあたっては、「指定介護予防支援事業所」より「指定介護予防支援」を受けることが必要となった。								大項目（節）		03		社会保障											
								中 項 目		02		介護保険											
								小項目（施策）		01		保険サービスの充実											
								細 項 目		01		実施体制の整備											
実施計画の計画事業																							
計画事業の位置付けの有無					☐	計画事業期間		平成18年4月 ～ 平成19年3月				計画事業費			千円								

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	八千代市地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）											
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成18年度に実際に行ったこと： ①八千代市地域包括支援センターの運営整備に係わる業務：市内6箇所の地域包括支援センターの指定介護予防支援事業所の指定、地域包括支援センターシステムの賃借等 ②市直営である大和田・睦地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の実施：介護予防サービス利用希望者に対する重要事項の説明並びに契約締結 アセスメント（課題分析） 介護予防サービス計画の原案の作成及び計画交付 サービス担当者会議の開催 サービス提供の連絡調整 モニタリング（継続的状況把握） 給付管理 利用者及びサービス事業者との連絡調整 評価 等）併せて業務の一部を指定介護支援事業所に委託。 ※平成19年度に計画していること： 平成18年度と同様											
意図 （何を狙っているのか）	生活圏域に設置された地域包括支援センターにおいてその担当圏域に居住する要支援認定を受けた被保険者が、介護予防支援により適切に介護予防サービス等の利用することができる。											
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	地域包括支援体制が整備される。											
区 分					単位	17年度		18年度		19年度		
						実績		計画		実績		計画
対象指標	指標1	八千代市地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）			箇所	0		6		6		6
	指標2											
	指標3											
活動指標	指標1	大和田・睦地域包括支援センター介護予防支援業務従事時間			時間	0		7,641		7,641		7,741
	指標2											
	指標3											
成果指標	指標1	大和田・睦地域包括支援センター介護予防支援給付管理実績			件	0		1,340		958		2,988
	指標2	市全体介護予防支援給付管理実績			件	0		11,400		4,324		12,816
	指標3											
上位成果指標	指標1											
	指標2											
	指標3											

コード	9128	事務事業名称	地域包括支援センター運営（市単独分）事業				所属名	長寿支援課 地域包括支援センター
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			今後、要支援者の増加に伴う業務対応人員については、非常勤職員にて対応していく。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☒ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			要支援者数の増加により、介護予防支援実績は増加するが、その業務量に伴う人件費も増加するため。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☒		
			不 変	☐	☐	☐		
低 下	☐		☐	☐				

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
新たに設置された地域包括支援センター機能について、積極的な市民への周知が必要であるとの意見が出されている。 法改正以前まで要支援者の指定居宅介護支援を行ってきた指定居宅介護支援事業者は、法改正後も介護予防支援事業者からの一部業務委託により要支援者に対する指定介護予防支援業務を行うことが可能であるが、常勤換算方法で算定した介護支援専門員1人当たりが担当できる人数が8名までと法律上限定されていることや、平成18年に介護報酬単価が従来より大幅に引き下げられ、その報酬単価を根拠に市が設定した業務委託料で受託することは困難であるという意見が、指定居宅介護支援事業者から寄せられている。									

所属長コメント	法廷受託事務であり、国の設置基準及び運営マニュアルに則り、事業を継続する。								
評価調整委員会意見	☒ 改革改善して継続			成果向上と経費の増加について十分検討して推進すべき。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☒ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									